

ID: 111

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画の変更認定					
法令名 根拠条項	建築基準法 第86条の8第3項					
法令番号	昭和25年法律第201号					
【基準】						
<p>法第86条の8第3項の規定による。</p> <p>(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)</p> <p>第86条の8</p> <p>3 第1項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前2項の規定は、この場合に準用する。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			